

資料 6 2 - 2

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可について

(諮問第1185号)



諮問第 1185 号
令和元年 7 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真敏

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 横山 邦男)から、別添のとおり、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 67 条第 3 項の規定に基づく第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可の申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 4 項各号の規定に適合しており妥当なものであると認められる。

よって、同条第 3 項の認可をすることとしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。 （法第 67 条第 4 項第 1 号）	適	配達地により異なる額は定められていないと認められる。
同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。 （法第 67 条第 4 項第 2 号）	適	変更する料金は、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであると認められる。
定率又は定額をもつて明確に定められていること。 （法第 67 条第 4 項第 3 号）	適	変更する料金は、定額で明確に定められていると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 67 条第 4 項第 4 号）	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

別添



2019-日郵事第0024号
2019年7月8日

総務大臣
石田 真敏 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男

郵便に関する料金の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第3項の規定に基づき、郵便に関する料金の変更の認可を受けたいので、別添の関係書類を添えて申請します。

- 1 料金の種類
第三種郵便物及び第四種郵便物の料金
- 2 額及び適用方法
別添新旧対照表のとおり。
- 3 実施予定期日
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- 4 変更を必要とする理由
2019年10月1日に消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%から10%に引き上げられることに伴う費用増分を適正に転嫁するため。

内国郵便に関する認可料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行		改 正	
第1表 第三種郵便物の料金 第1 (略) 第2 料金額			
低料第三種郵便物以外の第三種郵便物	低料第三種郵便物以外の第三種郵便物	低料第三種郵便物以外の第三種郵便物	低料第三種郵便物以外の第三種郵便物
重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの
重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに8円の割合で算出した額を6.2円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに8円の割合で算出した額を6.2円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに8円の割合で算出した額を6.3円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに8円の割合で算出した額を6.3円に加えた額
重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの
重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに6円の割合で算出した額を4.1円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに6円の割合で算出した額を4.1円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに6円の割合で算出した額を4.2円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに6円の割合で算出した額を4.2円に加えた額
重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの
重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額
重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの	重量50グラムまでのもの
重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を1.5円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を1.5円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を1.5円に加えた額	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を1.5円に加えた額
低料第三種郵便物	低料第三種郵便物	低料第三種郵便物	低料第三種郵便物
毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるもの
心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの	毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの
上欄に掲げるもの以外のもの	上欄に掲げるもの以外のもの	上欄に掲げるもの以外のもの	上欄に掲げるもの以外のもの
第3 (略)	第3 (略)	第3 (略)	第3 (略)
第2表 第四種郵便物の料金 第1 (略) 第2 料金額			

料金の区別	料金額
通信教育用郵便物	重量100グラムまで のもの 1.5円 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの の割合で算出した額を1.5円に加 えた額
点字郵便物	無料
特定録音物等郵便物	無料
植物種子等郵便物	重量50グラムまでの もの 7.2円 重量50グラムを超え るもの 1.10円 重量75グラムを超え るもの 1.30円 重量100グラムまでの もの 重量100グラムを超 えるもの 1.70円 重量150グラムを超 えるもの 2.10円 重量200グラムを超 えるもの 2.40円 重量300グラムを超 えるもの 2.80円 重量400グラムを超 えるもの 重量400グラムを超 えるもの 重量400グラムを超 えるもの の割合で算出した額を2.80円に 加えた額
学術刊行物郵便物	重量100グラムまで のもの 3.6円 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの の割合で算出した額を3.6円に加 えた額

料金の区別	料金額
通信教育用郵便物	重量100グラムまで のもの 1.5円 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの の割合で算出した額を1.5円に加 えた額
点字郵便物	無料
特定録音物等郵便物	無料
植物種子等郵便物	重量50グラムまでの もの 7.3円 重量50グラムを超え るもの 1.10円 重量75グラムを超え るもの 1.30円 重量100グラムまでの もの 重量100グラムを超 えるもの 1.70円 重量150グラムを超 えるもの 2.10円 重量200グラムを超 えるもの 2.40円 重量300グラムを超 えるもの 2.90円 重量400グラムを超 えるもの 重量400グラムを超 えるもの 重量400グラムを超 えるもの の割合で算出した額を2.90円に 加えた額
学術刊行物郵便物	重量100グラムまで のもの 3.7円 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの 重量100グラムを超 えるもの の割合で算出した額を3.7円に加 えた額

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

料金の算出の根拠に関する説明書

2019年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられるに伴い、消費税率引上げ分を郵便料金に転嫁することとするもの。

転嫁に当たっては、現行料金に消費税率8%が内税として含まれているため、それぞれの現行料金に108分の110を乗じ、1円未満の端数を四捨五入（100円超の料金は10円未満を四捨五入※）して算出。その上で、新料金による郵便収入総額で、消費税率引上げ分を賄えるよう端数処理において所要の調整を行う。

※ 100円超の料金は、切手貼付の利便等を考慮して、10円単位となるよう四捨五入する。

<第三種郵便物及び第四種郵便物の料金改定の考え方>

種別	特記事項
第三種郵便物	原則どおり。
第四種郵便物	原則どおり。

郵便の役務に関する事業収支見積書

今回の郵便料金の変更に伴い消費税が適正に転嫁されているかを確認するためには、郵便料金を変更しない場合（現行）と、変更した場合（変更後）で、同一の郵便物数を使用して比較する必要があることから、収支見通しの作成に当たり、営業収益は、次のとおり算出。

営業費用は、2017年度の「郵便事業の収支の状況」を使用。

そのため、公表している「郵便事業の収支の状況」の営業収益、営業損益とは一致しない。

【営業収益の算出方法】

- ・現行：2017年度の郵便物数（業務用郵便物を除く。）に、2019年4月1日現在の料金額を乗じたもの
- ・変更後：2017年度の郵便物数（業務用郵便物を除く。）に、2019年10月1日から適用予定の料金額を乗じたもの

単位：億円

	現行	変更後
営業収益	14,050	14,310
第一種郵便物	7,308	7,449
第二種郵便物	4,647	4,722
第三種郵便物	100	102
第四種郵便物	7	7
特殊取扱	1,898	1,941
手数料	89	89
営業費用	12,532	12,532
営業利益	1,518	1,778
営業収益の消費税相当額	1,041	1,301
営業収益の消費税相当額を除いた営業利益	477	477

※1 四捨五入等の結果、各数値が符合しない場合がある。

※2 上記の営業収益、営業費用及び営業利益には、第三種郵便物及び第四種郵便物のほか、第一種郵便物、第二種郵便物、郵便法第44条第1項及び第2項に規定されている特殊取扱並びに手数料を含む。

※3 年賀特別郵便及び選挙郵便は第二種郵便物に含めている。

第三種郵便物・第四種郵便物の 料金変更の認可について

令和元年7月19日
総務省

第1 郵便料金について

1 基本的な考え方

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第3条により、日本郵便株式会社が設定する郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。

2 郵便料金に関する総務大臣の関与

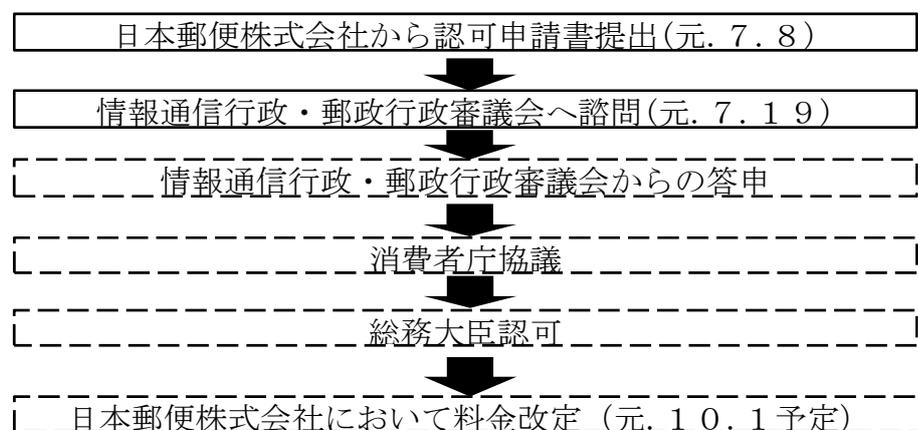
郵便料金は、法第67条により、郵便物の種別に応じ、第一種（封書）・第二種（葉書）は届出制、第三種（定期刊行物）・第四種（通信教育等）は総務大臣の認可制とされている。また、第一種のうち25グラム以下の定形郵便物については、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限料金（現行84円）を超えてはならないこととされている。

3 総務大臣の認可

第三種郵便物・第四種郵便物は、一定の政策目的のために低料金を義務づけており、それを維持するため認可制をとっている。

4 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は第三種・第四種郵便物の料金の認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。なお、同審議会からの答申後、消費者庁への協議を必要としており、協議が整い次第、認可する予定。



5 第三種郵便物・第四種郵便物の概要

(1) 第三種郵便物（法第22条）

国民文化の普及向上に貢献すると認められる新聞などの定期刊行物の郵送料を安くして購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するという趣旨で設けられたもの。利用するためには会社の承認が必要。

<会社が承認するための条件>

- ① 毎年1回以上の回数で総務省令で定める回数（毎年4回）以上、号を追って定期に発行するものであること。
- ② 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
- ③ 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

■低料第三種郵便物

上記の条件に加え、毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるものであることを条件に、低い料金で定期刊行物を送付することができるもの。

■心身障害者用低料第三種郵便物

低料第三種郵便物のうち、発行団体が心身障害者団体であって、発行する定期刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行するものであることを条件に、他の郵便料金と比べて極めて低い料金で定期刊行物を送付することができるもの。このうち、毎月3回以上発行する新聞紙の場合には、更に低い料金で送付することができる。

(2) 第四種郵便物（法第27条）

特定の目的で国民の福祉増進に貢献することを目的として、特に郵便料金を安くするために設けられた制度。

ア 通信教育用郵便物（第1号）

教育の普及に貢献することを目的とするものであって、通信教育を行う学校等とその受講生との間で発受するもの。

イ 点字郵便物・特定録音物等郵便物（第2号・第3号）

盲人の福祉増進を図ることを目的として、点字のみを内容とするもの（点字郵便物）及び点字図書館、点字出版施設等、盲人の福祉を増進することを目的とする私設（日本郵便が指定したものに限る）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出される盲人用録音物又は点字用紙を内容とするもの（特定録音物郵便物）。

ウ 植物種子等郵便物（第4号）

農業の生産性向上に寄与することを目的として、植栽用の植物種子、苗、苗木、茎もしくは根又は繁殖用の蚕種を内容とするもの。

エ 学術刊行物郵便物（第5号）

学術研究の振興に協力することを目的として、学術団体が継続して年1回以上発行する学術に関する刊行物（日本郵便が指定したものに限る）を内容とするもの。

第2 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の変更については、下表のとおり。

内容			重量	現行	×110/108	変更
第三種郵便物	下記以外の第三種郵便物		50gまでのもの	62円	63.15円	63円
			以降50gごとに	8円増	8.15円増	8円増
	低料第三種郵便物	月3回以上発行の新聞紙	50gまでのもの	41円	41.76円	42円
			以降50gごとに	6円増	6.11円増	6円増
	心身障害者団体の発行する定期刊行物	月3回以上発行の新聞紙	50gまでのもの	8円	8.15円	8円
			以降50gごとに	3円増	3.06円増	3円増
		上記以外のもの	50gまでのもの	15円	15.28円	15円
	以降50gごとに		5円増	5.09円増	5円増	
	第四種郵便物	通信教育用郵便物(※)		100gまでのもの	15円	15.28円
以降100gごとに				10円増	10.19円増	10円増
点字郵便物、特定録音物等郵便物(※)			無料	無料	無料	
植物種子等郵便物		50gまでのもの	72円	73.33円	73円	
		75gまでのもの	110円	112.04円	110円	
		100gまでのもの	130円	132.41円	130円	
		150gまでのもの	170円	173.15円	170円	
		200gまでのもの	210円	213.89円	210円	
		300gまでのもの	240円	244.44円	240円	
		400gまでのもの	280円	285.19円	290円	
学術刊行物郵便物		以降100gごと	51円増	51.94円増	52円増	
		100gまでのもの	36円	36.67円	37円	
		以降100gごと	26円増	26.48円増	26円増	

※第三種・第四種郵便物は重さ1kgまで。そのうち、通信教育用郵便物の一部及び点字郵便物等は、重さ3kgまで。

【考え方】

現行料金には消費税8%が内税として含まれているため、現行料金に108分の110を乗じ、1円未満の端数を四捨五入(100円超の料金は10円未満を四捨五入)したものを新料金とし、新料金による郵便収入総額で、消費税率改定に伴う税負担増加分を賄えるよう所要の調整を行う。

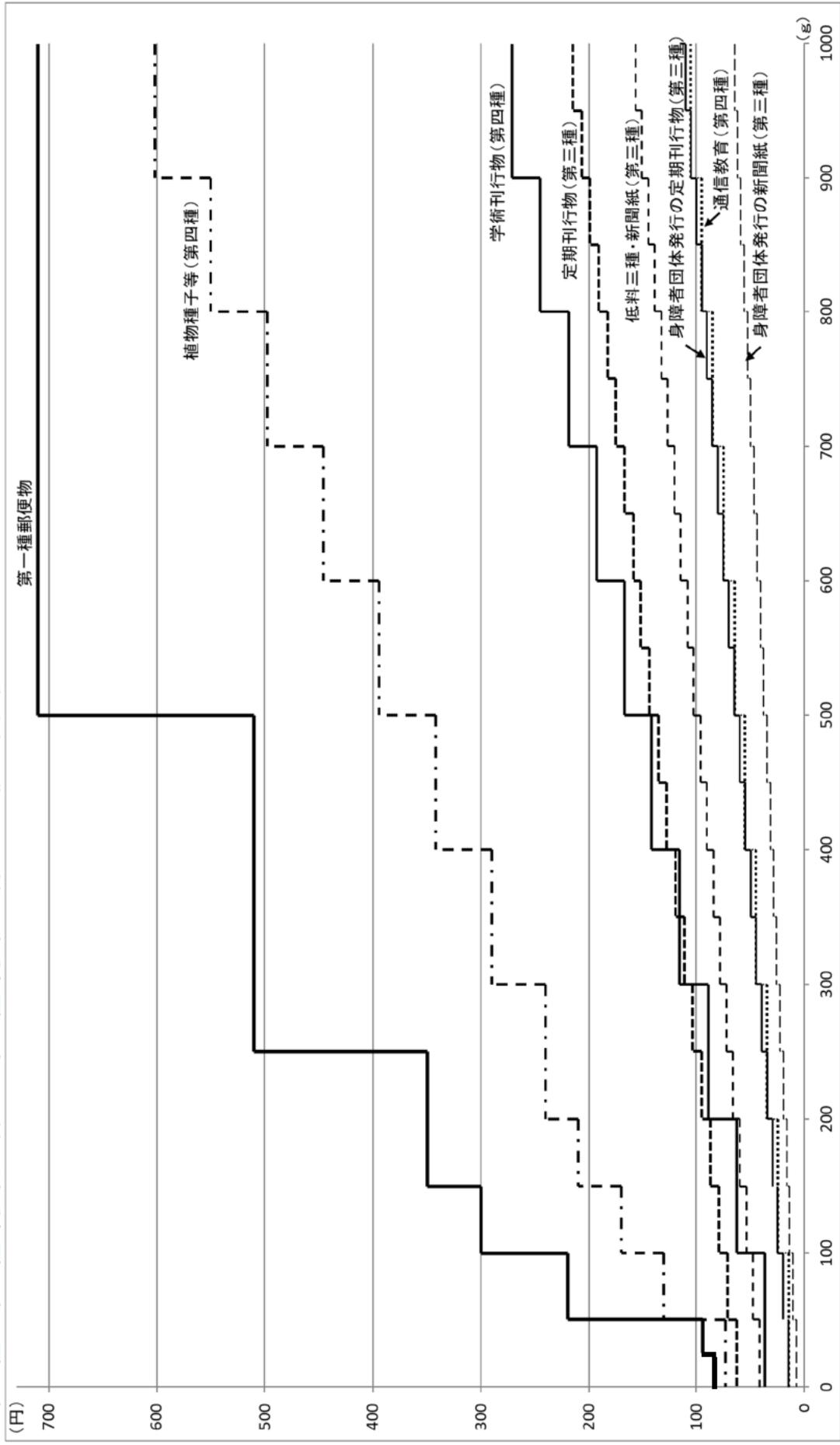
2 実施予定期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

3 変更する理由

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税増加分を転嫁するもの。

○ 第三種・第四種郵便物の料金と第一種郵便物の料金の比較（改定後）



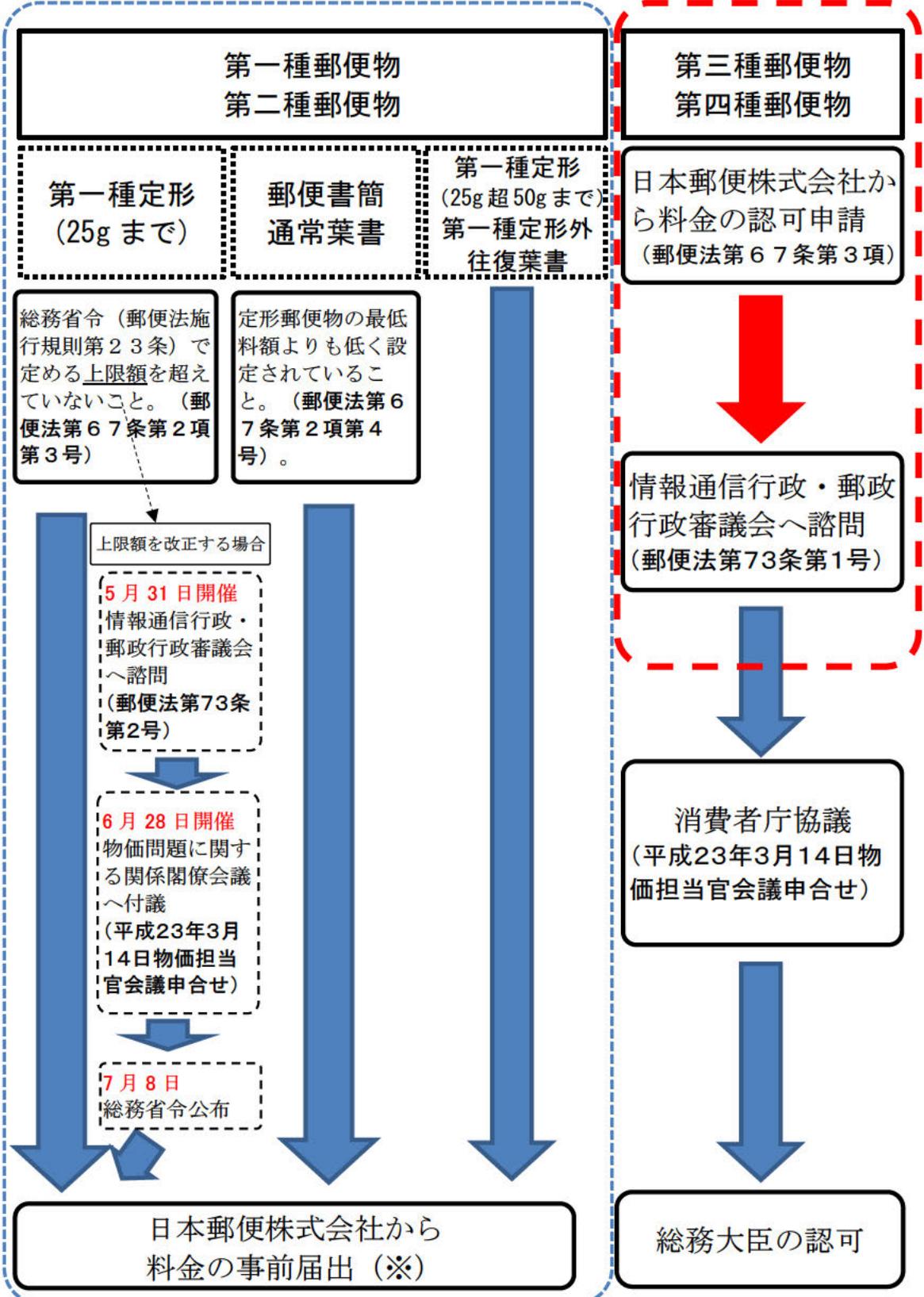
第3 審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更については、法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。 （法第 67 条第 4 項第 1 号）	適	配達地により異なる額は定められていないと認められる。
同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。 （法第 67 条第 4 項第 2 号）	適	変更する料金は、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであると認められる。
定率又は定額をもつて明確に定められていること。 （法第 67 条第 4 項第 3 号）	適	変更する料金は、定額で明確に定められていると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 67 条第 4 項第 4 号）	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

參考資料

1 郵便料金に関する規制



※ 届出のあった料金について、総務大臣は、郵便法施行のため必要と認めるときは当該料金の変更を命ずることができる（郵便法第71条）

2 第三種郵便物・第四種郵便物の料金推移

施行年月日	第三種郵便物			第四種郵便物			
	一般	低料 心身障害者団体が発行する定期刊行物	毎月3回以上発行する新聞紙※	通信教育用	盲人用 点字等	植物種子等	学術刊行物
S56.1.20	右以外のもの 50gまで40円 50gを超えるもの 50gごとに5円増	50gまで8円 50gを超えるもの 50gごとに3円増 (※以外のもの) 50gまで15円 50gを超えるもの 50gごとに5円増	50gまで25円 50gを超えるもの 50gごとに3円増	100gまで12円 100gを超えるもの 100gごとに10円増	無料 (S36.6.1 から無 料)	50gまで50円 100gまで100円 100gを超えるもの 100gごとに50円増	100gまで30円 100gを超えるもの 100gごとに20円増
H1.4.1 【消費税導入】	右以外のもの 50gまで41円 50gを超えるもの 50gごとに5円増	50gまで26円 50gを超えるもの 50gごとに3円増	50gまで40円 (33円) 50gを超えるもの 50gごとに6円増 (4円増)	↓	↓	50gまで51円 100gまで103円 100gを超えるもの 100gごとに51円増	100gまで31円 100gを超えるもの 100gごとに21円増
H6.1.24	右以外のもの 50gまで60円 (50円) 50gを超えるもの 50gごとに8円増 (7円増)	↓	↓	100gまで15円 100gを超えるもの 100gごとに10円増	↓	50gまで70円 100gまで140円 100gを超えるもの 100gごとに60円増	100gまで35円 100gを超えるもの 100gごとに25円増
H9.4.1 【消費税3% →5%】	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H9.12.1	↓	↓	↓	↓	↓	50gまで70円、75gまで110円 100gまで140円、150gまで170円 200gまで200円 200gを超えるもの 100gごとに60円増	↓
H15.10.1	↓	↓	↓	↓	↓	50gまで70円、75gまで110円 100gまで130円、150gまで170円 200gまで200円、300gまで230円 400gまで270円 400gを超えるもの 100gごとに50円増	↓
H26.4.1 【消費税5% →8%】	右以外のもの 50gまで62円 50gを超えるもの 50gごとに8円増	50gまで41円 50gを超えるもの 50gごとに6円増	50gまで41円 50gを超えるもの 50gごとに6円増	↓	↓	50gまで72円、75gまで110円 100gまで130円、150gまで170円 200gまで210円、300gまで240円 400gまで280円 400gを超えるもの 100gごとに51円増	100gまで36円 100gを超えるもの 100gごとに26円増

3 消費税引上げに伴う公共料金の適正な転嫁等について

今回の消費税改定については、政府方針である「消費税引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、一部改正平成30年12月27日）に基づき、消費税の引上げに伴う公共料金の適正な転嫁及び合理的かつ明確な方法による端数処理を適切に行うこととされている。これらの点について、確認した結果は以下のとおり。

(1) 届出のあった第一種郵便物・第二種郵便物等の主な料金

【第一種郵便物】

種類	重量	現行	×110/108	改定
定形郵便物	25gまでのもの	82円	83.52円	84円
	50gまでのもの	92円	93.70円	94円
定形外郵便物	50gまでのもの	200円	203.70円	200円
	50gを超え100gまでのもの	220円	224.07円	220円
	100gを超え150gまでのもの	290円	295.37円	300円
	150gを超え250gまでのもの	340円	346.30円	350円
	250gを超え500gまでのもの	500円	509.26円	510円
	500gを超え1kgまでのもの	700円	712.96円	710円
	1kgを超え2kgまでのもの	1,020円	1,038.89円	1,040円
	2kgを超えるもの	1,330円	1,354.63円	1,350円
郵便書簡		62円	63.15円	63円

【第二種郵便物】

	現行	×110/108	改定
通常葉書	62円	63.15円	63円
往復葉書	124円	126.30円	126円

【特殊取扱】

		現行	×110/108	改定	
速達料	250gまでのもの	280円	285.19円	290円	
	250gを超え1kgまでのもの	380円	387.04円	390円	
	1kgを超えるもの	650円	662.04円	660円	
書留料	一般書留	現金 損害要償額1万円までのもの	430円	437.96円	435円
		書留 損害要償額1万円を超え5千円ごとに	10円増	10.19円増	10円増
	現金書留以外	損害要償額10万円までのもの	430円	437.96円	435円
		損害要償額10万円を超え5万円ごとに	21円増	21.39円増	21円増
簡易書留（損害要償額5万円）		310円	315.74円	320円	
引受時刻証明料		310円	315.74円	320円	
配達証明料	差出時	310円	315.74円	320円	
	差出後に依頼する場合	430円	437.96円	440円	
内容証明料	謄本1枚	430円	437.96円	440円	
	謄本1枚を超え1枚増すごとに	260円増	264.81円増	260円増	
特別送達料		560円	570.37円	570円	
本人限定受取		100円	101.85円	105円	
代金引換		260円	264.81円	265円	

【日本郵便株式会社の料金改定の考え方】

現行料金には消費税8%が内税として含まれているため、現行料金に108分の110を乗じ、1円未満の端数を四捨五入（100円超の料金は10円未満を四捨五入）したものを新料金とし、新料金による郵便収入総額で、消費税率改定に伴う税負担増加分を賄えるよう所要の調整（下線部分の料金）を行う。

（2）消費税引上げ後の郵便料金体系全体の収益の増加率

	現行料金の営業収益額	新料金の営業収益額
第一種郵便物	7,308億円	7,449億円
第二種郵便物	4,647億円	4,722億円
第三種郵便物	100億円	102億円
第四種郵便物	7億円	7億円
特殊取扱	1,898億円	1,941億円
手数料	89億円	89億円
全体	14,050億円（A）	14,310億円（B）
全体の増加率（B-A）/A		1.85%

※日本郵便株式会社提出資料から作成。営業収益額は、現行料金及び新料金に平成29年度郵便物数を乗じて算出。その差額260億円（B-A）は消費税引上げに伴い新たに負担する消費税額。

※四捨五入の関係で、計算が合致しないところがある。

※特殊取扱には、特殊取扱とする郵便物の基本料金等が含まれている。

政府方針	結果
○消費税率の引上げに伴い公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。 ○端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。	（1）のとおり、日本郵便株式会社の料金改定は、税率引上げ分を現行料金に転嫁するものであり、適正な転嫁が行われるものと認められる。また、同社の端数処理の考え方は、四捨五入を基本としており、合理的かつ明確な方法であると認められる。
○事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。	（2）のとおり、料金体系全体の増加率は1.85%となっており、消費税改定に伴う税負担増加率（ $(110-108)/108 \div 1.852\%$ ）の範囲内に収まっているものであり、適正な転嫁が行われているものと認められる。

4 参照条文等

○郵便法（昭和22年法律第165号）

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

第二十二条（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

- ② 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。
- ③ 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。
 - 一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期に発行するものであること。
 - 二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
 - 三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。
- ④ 第二項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。
- ⑤ 第三種郵便物の承認は、承認を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

第二十七条（第四種郵便物） 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したもの、同様とする。

- 一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物（筆書した書状を内容とするものを除く。）で郵便約款の定めるところにより差し出されるもの
- 二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの
- 三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
- 四 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの
- 五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

(料金)

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
 - 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
 - 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
 - 五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
 - 六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。
- 7 (略)

(料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 (略)

○郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）

(定期刊行物の発行回数)

第六条 法第二十二条第三項第一号の総務省令で定める回数は、毎年四回とする。

(定形郵便物の料金の上限)

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月一日

○ 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、一部改正 平成30年12月27日）

2019年10月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の適正性の確保に向けた課題の検討については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

○公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

(平成23年3月14日物価担当官会議申合せ)

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取り扱うこととする。

なお、昭和47年7月20日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

記

1. 重要な公共料金等（別紙1に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙2に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
- 3～6 （略）

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限 ①定形郵便物（25グラム以下のものに限る。） ②料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物 (2) (3) （略）

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) (3) （略）

(参考)

○消費者基本法（昭和43年法律第78号）

（公正自由な競争の促進等）

第十六条（略）

- 2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。